

## 長野市市街地再開発事業等補助金交付要綱取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野市市街地再開発事業等補助金交付要綱（昭和61年5月10日長野市告示第71号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(採択の要件)

第2 要綱第2第2項に規定する要件は、法定再開発事業にあつては社会資本整備総合交付金要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）で定める基準を、優良建築物等整備事業にあつては社会資本整備総合交付金要綱及び優良建築物等整備事業制度要綱（平成6年6月23日建設省住宅局長通知）で定める基準を満たし、かつ、次の各号に定めるいずれにも該当する区域内で市街地の環境改善及び土地利用の共同化、高度化等に寄与することを目標とする事業であること。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第8項に規定する近隣商業地域又は同条第9項に規定する商業地域の区域

(2) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条に基づき作成された立地適正化計画により都市機能誘導区域に指定された区域

2 第1項に規定する区域において、法定再開発事業を実施するための準備活動を行う団体であると市長が認める場合は、その団体の行う活動（以下「再開発準備事業」という。）について、再開発事業等として取り扱うことができる。

第3 事業は、その事業の実施地区に所有権、借地権等の権利を有する者（以下「地権者」という。）が、次の各号に定める方式により算定した場合、法定再開発事業にあつては5人、優良建築物等整備事業にあつては2人以上で構成されるものでなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(1) 自然人の算定 1人を1人として計算する。この場合において、複数の地権者が1親等以内の血縁関係者である場合は、これを1人として算定する。

(2) 法人の算定 1法人を1人とする。この場合において、法人の過半数以上の資本を有する者が同一地区の地権者である場合は、これを算定しない。

(3) 法人の役員である自然人の算定 地権者の法人の役員が同一地区の地権者又は地権者の1親等以内の血縁関係者である場合は、これを算定しない。

2 前項の算定に当たって、複数の者が共有する権利は、1人の地権者とみなす。また、借家権を有する者については、3人の権利者をもって1人の地権者として算定することができる。

第4 事業は、第2及び第3のほか、次の各号の要件のうち、(1)から(3)を満たし、かつ(4)から(11)までのうち、3つ以上を満たしていなければならない。

(1) 立地適正化計画に基づき実施される事業であつて、都市機能を増進させる施設を設置又は併設するものであること。

(2) 長野県ゼロカーボン戦略に資するものとし、外皮の断熱性能等の向上等によりエネルギー負荷を抑制するとともに、高効率な設備システムや再生可能エネルギー等の導入により、建築物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにする

ことを目指した建築物であること。

- (3) 信州まちなかグリーンインフラ推進計画に資するもので、事業実施地内の広く一般公衆が視認できる一定の場所を緑化するものであること。
- (4) 市街地の活性化に資するものであること。
- (5) 都市部の定住人口の増加に資するものであること。
- (6) 公共施設の整備を伴うものであること。
- (7) 地域に必要な公益的施設の整備を伴うものであること。
- (8) 地域に必要な社会福祉施設の整備を伴うものであること。
- (9) 都市のすぐれた景観形成に資するものであること。
- (10) 不特定多数の者の便宜に資するものであること。
- (11) その他まちづくりに必要と認められるものであること。

(事業計画調整会議)

第5 市長は、申請事業が市の公共施設等へ及ぼす影響を確認し、必要な場合には事業計画への意見を付すため、事業計画調整会議を設置する。

- 2 事業計画調整会議は、申請事業ごとに都市整備部まちづくり課長が招集する。
- 3 事業計画調整会議の構成員は、申請事業ごとに市長が定める。

(事業の採択)

第6 市長は、第5の会議において、事業計画に支障がないと認める場合は、事業を採択することができる。

- 2 市長は、事業の採択に当たり、事業者に対し費用便益分析の提出を求め、又は事業の実施に当たっての条件を付けることができる。
- 3 再開発準備事業の採択に当たっては、第5の会議を経ないことができる。

(補助金の対象経費)

第7 要綱第5の規定に基づき補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる事業ごとに当該各号に定める費用とする。

(1) 法定再開発事業

- ア 調査設計計画の作成に要する費用
- イ 土地の整備に要する費用
- ウ 共同施設及び附帯施設の整備に要する費用
- エ 公開空地の整備に要する費用
- オ 住宅等の整備に要する費用
- カ 事業の実施に必要な事務に要する費用

(2) 優良建築物等整備事業

- ア 調査設計計画の作成に要する費用
- イ 土地の整備に要する費用
- ウ 共同施設の整備に要する費用
- エ 耐震整備に要する費用

(3) 再開発準備事業

- ア 再開発事業の研究に要する費用
- イ 団体の構成員の再開発事業の研修に要する費用

ウ その他団体の活動に必要な費用

2 前項第1号及び第2号の費用の算出方法は、社会資本整備総合交付金要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）に準ずるものとする。

3 要綱第5第3項に規定する市長が別に定める経費は、次の各号の事業毎に定めたもので、市長が認めるものの整備等を行う費用とする。

(1) 法定再開発事業

ア 新設し、若しくは拡幅される幅員6メートル以上の道路であって、事業完了後市道として市に帰属するもの

イ 新設される水路、公園、駐車場、児童公園、緑地、広場等の施設で事業完了後に市に帰属するもの

ウ 教育文化施設等で市長が認定するもの

エ 都市・地域再生緊急促進事業通知（平成21年1月27日付け国都まち第85号、国都市第367号、国住備第107号、国住街第202号、国住市第325号都市・地域整備局長及び住宅局長通知）に基づき算出した費用

(2) 優良建築物等整備事業

ア 都市・地域再生緊急促進事業通知（平成21年1月27日付け国都まち第85号、国都市第367号、国住備第107号、国住街第202号、国住市第325号都市・地域整備局長及び住宅局長通知）に基づき算出した費用

4 事業の施行者は、長野市市街地再開発事業等補助金設計協議申請書（様式第1号）を市長に提出し、補助対象経費の算出について、事前協議を行うものとする。

（補助限度額等）

第8 補助金は、次の各号に定める事業ごとの上限を超えることができない。

(1) 法定再開発事業 採択された事業の事業費の総額（以下「総事業費」という。）の3分の1。ただし、補助対象経費が総事業費の2分の1を超え、かつ、公益上必要な施設の整備を伴う事業であるときは総事業費の2分の1とすることができる。

(2) 優良建築物等整備事業 総事業費の5分の1

(3) 再開発準備事業 団体の年間予算額の5分の1又は2万円に団体の構成員数を乗じて得た額のうちいずれか低い額とする。ただし、20万円を限度とし、助成期間は、事業採択の年度から5年間とする。

2 補助対象経費が300万円に満たない第7及び第8の規定により算定した場合の補助金額が5万円に満たない再開発準備事業は補助金を交付しない。

（補則）

第9 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 2 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。